

## 議第175号

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市衛生環境研究所条例の一部を改正する条例  
京都市衛生環境研究所条例の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「京都市中京区壬生東高田町 1 番地の20」を「京都市伏見区村上  
町395番地」に改める。

別表第 1    2 の項中「の休場日である」を「が休場している」に改め、同  
表 3 の項中「。ただし、水曜日は、午前 8 時30分から正午まで」を削り、  
「の休場日である」を「が休場している」に改める。

## 附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規  
定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

京都市衛生環境研究所の位置を変更する等の必要があるので提案する。